

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的について、大阪樟蔭女子大学学則（以下学則）第 1 条に 目的を明記し遵守している	1-1
第 85 条	○	学部について、学則第 2 条に明記し設置している	1-2
第 87 条	○	修業年限については、学則第 4 条に明記し遵守している	3-1
第 88 条	—	科目等履修生等が修得した単位数などを勘案し、修業年限に通算 していないため該当しない	3-1
第 89 条	—	修業年限未満の卒業を認めていないため該当しない	3-1
第 90 条	○	入学資格については、学則第 25 条に明記している	2-1
第 92 条	○	組織について、学則第 37 条に明記している	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、学則第 40 条に明記している	4-1
第 104 条	○	学位について、学則第 10 条、大学院学則第 16 条及び学位規程に明 記し授与している	3-1
第 105 条	○	学則第 44 条の 3 に明記している	3-1
第 108 条	—	短期大学は設置していないため該当しない	2-1
第 109 条	○	教育研究等の状況について、学則第 1 条の 2 に明記し、自己点検評 価報告書を大学 HP で公表している	6-2
第 113 条	○	教育研究等の状況について、大学 HP で公表している	3-2
第 114 条	○	学校法人樟蔭学園事務組織規程に明記している	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学について、学則第 27 条の 2 に明記している	2-1
第 132 条	○	編入学について、学則第 27 条の 2 に明記している	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	大阪樟蔭女子大学学則（以下学則）に明記している	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿、健康診断結等の記録簿を保管している	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の懲戒について、学則第 49 条に定めている	4-1
第 28 条	○	所管部署において保管している	3-2
第 143 条	○	大阪樟蔭女子大学教授会規程第 4 条に明記している	4-1

大阪樟蔭女子大学

第 146 条	○	科目等履修生等が修得した単位数などを勘案し、修業年限に通算していないため該当しない	3-1
第 147 条	—	修業年限未満の卒業を認めていないため該当しない	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部はないため該当しない	3-1
第 149 条	—	修業年限未満の卒業を認めていないため該当しない	3-1
第 150 条	○	入学資格について、学則第 25 条に入学に関して明記している	2-1
第 151 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受け入れを実施していないため該当しない	2-1
第 152 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受け入れを実施していないため該当しない	2-1
第 153 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受け入れを実施していないため該当しない	2-1
第 154 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受け入れを実施していないため該当しない	2-1
第 161 条	○	短期大学を卒業した者の編入学について、学則第 27 条の 2 で明記している	2-1
第 162 条	—	外国の大学からの編入学を受け入れていないため該当しない	2-1
第 163 条	○	学年の学期の始期及び終期は、学則第 47 条で明記している	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生受入要項に定めている	3-1
第 164 条	—	特別の課程は設けていないため該当しない	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学・大学院全体及び学部、学科毎、研究科、専攻毎に定めている	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価について、学則第 1 条の 2 に明記し適当な体制を整えて実施している	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等状況について、大学 HP で公表している	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位について、学則第 10 条第 2 項と学位規程第 2 条で明記している	3-1
第 178 条	○	高等専門学校を卒業した者の編入学について、学則第 27 条の 2 で明記している	2-1
第 186 条	○	専修学校の専門課程を修了した者の編入学について、学則第 27 条の 2 で明記している	2-1

「大学設置基準」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法、大学設置基準、その他の法令を遵守し教育活動の水準の向上を図ることに努めている	6-2 6-3
第 2 条	○	教育研究上の目的は、学則第 2 条で明記している	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜について、アドミッションズ・オフィス、入試委員会、入試広報課等が連携し、公正かつ妥当な方法で実施している	2-1
第 2 条の 3	○	教学に関する各種委員会において、教員と事務職員を構成員とするなど教職協働により適切に運営している	2-2
第 3 条	○	学則第 2 条で明記している。学部で教育研究に必要な組織・教員数を有している	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条で明記している。学科を設置し、教育研究に必要な組織を有している	1-2
第 5 条	—	学科に代えた課程を設置していないため該当しない	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本となる組織を設置していないため該当しない	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織について、適正に教員の配置を行っている	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目については、原則、専任の教授・准教授が担当している	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	実務家教員は、専任教員の場合、教授会や教育課程の編成について会議体の構成員となっている	3-2
第 11 条	—	授業を担当しない教員を設置していないため該当しない	3-2 4-2
第 12 条	○	本学においてのみ専任教員としている	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数は、基準を満たしている	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長は、大阪樟蔭女子大学学長候補者選考規程第 4 条に学長候補者の資格を明記している	4-1
第 14 条	○	教授の資格について、学則第 37 条、大阪樟蔭女子大学教員選考審査基準、大阪樟蔭女子大学教員選考基準に関する内規で明記している	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授の資格について、学則第 37 条、大阪樟蔭女子大学教員選考審査基準、大阪樟蔭女子大学教員審査審査基準に関する内規で明記している	3-2 4-2

大阪樟蔭女子大学

第 16 条	○	講師の資格について、学則第 37 条、大阪樟蔭女子大学教員選考基準、大阪樟蔭女子大学教員選考基準に関する内規で明記している	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教の資格について、学則第 37 条、大阪樟蔭女子大学教員選考基準、大阪樟蔭女子大学教員選考基準に関する内規で明記している	3-2 4-2
第 17 条	○	学則第 37 条、大阪樟蔭女子大学助手・副手・研究室員任用規程で明記している	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員について、学則第 42 条で明記している	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーに沿って、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を開設していないため該当しない	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法は、学則第 3 条で明記している	3-2
第 21 条	○	単位数は、学則第 5 条で明記している	3-1
第 22 条	○	年間の授業期間について、学則第 4 条第 2 項で明記し確保している	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は、学則第 4 条第 3 項で明記し確保している	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数について、教育効果を十分に上げられるよう、適切な人数でおこなっている	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習又は実技について、学則第 3 条で明記している	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等はシラバスにて明記している	3-1
第 25 条の 3	○	大阪樟蔭女子大学 F D ・ S D 活動推進委員会を中心に研修等を実施している	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制を取っていないため該当しない	3-2
第 27 条	○	単位の授与について、履修規程に明記している	3-1
第 27 条の 2	○	単位の上限について、学則第 6 条の 6、履修規程に明記している	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を設置していないため該当しない	3-1
第 28 条	○	他大学において履修した授業科目について、学則第 6 条の 4 で明記し単位認定している	3-1
第 29 条	○	高等専門学校の専攻科における学修について、学則第 6 条の 4 で明記し単位認定している	3-1
第 30 条	○	入学前履修した授業科目について、学則第 6 条の 5 で明記し単位認定している	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度を設けてないので該当しない	3-2
第 31 条	○	科目等履修生について、学則第 44 条で明記し受け入れている	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業要件について、学則第 6 条で明記している	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科を設置していないため該当しない	3-1

大阪樟蔭女子大学

第 34 条	○	校地について、教育にふさわしい環境を備えている	2-5
第 35 条	○	運動場、体育館は同一敷地内に設けている	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は適切に備えている	2-5
第 37 条	○	校地について、共通基礎データ様式 1（データ編）のとおり基準を満たしている	2-5
第 37 条の 2	○	校舎について、共通基礎データ様式 1（データ編）のとおり基準を満たしている	2-5
第 38 条	○	研究上必要な資料を備え、人員等も備えている	2-5
第 39 条	○	教員養成に関する学科をもち附属幼稚園等を有している	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部または学科を設置していないため、該当しない	2-5
第 40 条	○	必要な機械、器具及び標本を備えている	2-5
第 40 条の 2	—	2 以上の校地において教育研究を行っていないため該当しない	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい研究費、環境を整備している	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は教育研究上ふさわしいものである	1-1
第 41 条	○	学校法人樟蔭学園事務組織規程で明記し配置している	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導（学生支援課、キャリアセンター、保健室）を行う事務組織を設けている	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	大学内組織間の有機的な連携を図り、キャリアセンターを中心に学生のキャリア形成に努めている	2-3
第 42 条の 3	○	計画的に SD 研修を実施している	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連携課程実施基本組織を設置していないため該当しない	3-2
第 43 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない	4-2
第 57 条	—	外国に組織を設置していないため該当しない	1-2
第 58 条	—	大学院大学を設置していないため該当しない	2-5
第 60 条	—	新たな大学等を設置していないため該当しない	2-5

大阪樟蔭女子大学

			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位について、学則第 10 条、学位規程第 2 条に明記し、学位を授与している	3-1
第 10 条	○	学位の専攻分野の名称について、学位規程第 3 条に明記している	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため該当しない	3-1
第 13 条	○	学位規程に明記している	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、「大阪樟蔭女子大学ガバナンス・コード」を定め、教育の質の向上及び運営の透明性を図っている	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法の定めるところにより、理事、監事、評議員、職員等に対して、特別な利益を供与していない	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人樟蔭学園情報の公開及び開示に関する規則に定めるとおり事務局に備え置き、閲覧が可能である	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条で明記しており、理事 8 人、監事 2 人を配置している	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は委任に関する規定に従っている	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会について、寄附行為第 18 条で明記し運用している	5-2
第 37 条	○	理事長、理事及び監事の職務について、寄附行為第 11 条、12 条、13 条、14 条、15 条で明記している	5-2 5-3
第 38 条	○	理事及び監事の選任について、寄附行為第 6 条、7 条で明記し選任している。また、学校教育法第 9 条に抵触する役員はいない	5-2
第 39 条	○	監事の選任について、寄附行為第 7 条で明記し選任している	5-2
第 40 条	○	役員の補充について、寄附行為第 9 条で明記し運用している	5-2
第 41 条	○	評議員会について、寄附行為第 21 条で明記し遵守している	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項について、寄附行為第 23 条で明記し遵守している	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等について、寄附行為第 24 条で明記し運用している	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、寄附行為第 25 条で明記し選任している	5-3

大阪樟蔭女子大学

第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償は責任について、寄附行為第 16 条、17 条で明記し遵守している	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員は私立学校法が定めるところにより、第 3 者に損害賠償があることを理解し適正に対処している	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は、私立学校法第 44 条の 3 の定めるところを理解し適正に対処している	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法第 44 条の 5 の定めるところを理解し読み替えている	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更について、寄附行為 44 条に明記し、文部科学大臣の認可を受けることを定めている	5-1
第 45 条の 2	○	毎会計年度、予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画を、寄附行為 33 条に明記し作成している	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議委員会への決算等の報告は、寄附行為第 35 条に明記し適切に運用している	5-3
第 47 条	○	財産目録等について、寄附行為第 36 条に明記し、作成し閲覧に供している	5-1
第 48 条	○	役員報酬については、寄附行為第 38 条に明記し適正に支給している	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度について、寄附行為第 40 条に明記し遵守している	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、寄附行為第 37 条に明記しホームページで適切に公表している	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院の目的について、大阪樟蔭女子大学院学則（以下大学院学則）第 1 条に明記している	1-1
第 100 条	○	研究科について、大学院学則第 5 条に明記し設置している	1-2
第 102 条	○	大学院の入学について、大学院学則第 19 条に明記し遵守している	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院入学資格について、大学院学則第 19 条に明記し遵守している	2-1
第 156 条	—	博士課程を設置していないため該当しない	2-1
第 157 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項による入学は認めていないため該当しない	2-1

大阪樟蔭女子大学

第 158 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項による入学は認めていないため該当しない	2-1
第 159 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項による入学は認めていないため、該当しない	2-1
第 160 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項による入学は認めていないため、該当しない	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法、大学院設置基準、その他の法令を遵守し教育活動の水準の向上を図ることに努めている	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的について、大学院学則第 1 条で明記している	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜について、アドミッションズ・オフィス、入試委員会、入試広報課等が連携し、公正かつ妥当な方法で実施している	2-1
第 1 条の 4	○	教学に関する委員会において、教員と事務職員を構成員とするなど教職協働により適切に運営している	2-2
第 2 条	○	課程について、大学院学則第 3 条で明記し設置している	1-2
第 2 条の 2	○	専ら夜間開講制を取っていないため該当しない	1-2
第 3 条	○	修士課程について、大学院学則第 1 条、第 3 条で明記している	1-2
第 4 条	—	博士課程を設置していないため該当しない	1-2
第 5 条	○	研究科について、大学院学則第 5 条に明記しており、教員数その他が大学院の基礎となる組織として適当な規模を持っている	1-2
第 6 条	○	専攻について、大学院学則第 5 条で明記し設置している	1-2
第 7 条	○	研究科を組織するにあたり、学部、附属施設とも連携を図り、目的にふさわしいものとなるように配慮している	1-2
第 7 条の 2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していないため該当しない	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の基本組織を設置していないため該当しない	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	教員組織について、分野に応じ必要な教員を配置している	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院の教員資格について、要件を遵守している	3-2 4-2
第 10 条	○	収容定員について、大学院学則第 6 条で明記している	2-1
第 11 条	○	教育課程について、大学院学則第 7 条、第 8 条で明記し、大学院	3-2

大阪樟蔭女子大学

		カリキュラム・ポリシーに基づき編成している	
第 12 条	○	大学院の教育方法について、大学院学則第 7 条で明記し行っている	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導について大学院設置基準第 9 条の規定を満たす教員が行っている。また、他大学の授業科目履修について、大学院学則第 12 条に明記し定めている	2-2 3-2
第 14 条	○	教育方法の特例について、大学院学則第 5 条の 2 で明記している	3-2
第 14 条の 2	○	研究指導の方法及び内容について、大学院学則第 9 条に明記し、学位論文についても履修の手引きに明示している	3-1
第 14 条の 3	○	教育改善のための組織的な研修は、FD 研修として実施している	3-2 3-3 4-2
第 15 条	○	各授業科目の単位、授業日数等大学設置基準を準用する項目について、大学院学則第 4 章に定めている	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件について、大学院学則第 11 条で明記している	3-1
第 17 条	—	博士課程を設置していないため該当しない	3-1
第 19 条	○	臨床心理学専攻専用の研究室・図書室、人間栄養学専攻専用の講義室、化粧ファッション学専攻専用の演習室等を備えている	2-5
第 20 条	○	機械・器具等について適正に備えている	2-5
第 21 条	○	図書等の資料は適正に備えている	2-5
第 22 条	○	必要に応じて学部と施設設備を共用している	2-5
第 22 条の 2	—	2 以上の校地において教育研究を行っていないため該当しない	2-5
第 22 条の 3	○	大学院について、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整えている	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科の名称について教育研究上の目的にふさわしいものである	1-1
第 23 条	—	独立大学院を設置していないため該当しない	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を設置していないため該当しない	2-5
第 25 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない	3-2
第 26 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない	3-2
第 27 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない	2-2

大阪樟蔭女子大学

			3-2
第 30 条の 2	—	研究科以外の基本組織を設置していないため該当しない	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していないため該当しない	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していないため該当しない	4-2
第 42 条	○	事務を遂行するため適当な事務組織を設けている	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	博士課程を設置していないため該当しない	2-3
第 42 条の 3	○	大学院が徴収する費用等の経済的負担の軽減を図るための措置について大学院HP、学生募集要項等で明示している	2-4
第 43 条	○	職員の研修の機会等、SD研修を実施している	4-3
第 45 条	—	外国に組織を設けていないため該当しない	1-2
第 46 条	—	段階的整備については該当しない	2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2

大阪樟蔭女子大学

			3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与について、大学院学則第 17 条、大学院学位規程第 2 条で明記し定めている	3-1
第 4 条	—	博士課程を設置していないため該当しない	3-1
第 5 条	—	学位授与の審査に当たり、他の大学院の教員の協力を得る制度はないため該当しない	3-1
第 12 条	—	博士課程を設置していないため該当しない	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。